

半導体「業界研究」オープンセミナー企画運営業務 委託仕様書（案）

（※本仕様書案は、宮城県が発注を予定している上記業務委託に係る企画提案の募集に当たり、現時点において想定している仕様の概要を示すものであり、その詳細については、別途業務委託候補者と協議の上、作成するものとする。）

第1 委託業務の名称

半導体「業界研究」オープンセミナー企画運営業務

第2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第3 業務の目的

本業務は、県内の大学や半導体関連企業等と連携したオープンセミナー（以下「オープンセミナー」という。）の開催等を通じた、大学等と関連企業が相互に関心を高め合う機会の創出を図り、もって半導体人材の裾野拡大に寄与することを目的とする。

第4 オープンセミナーの開催概要

1 日時 令和7年11月6日（木）午後3時30分から午後6時まで（午後3時開場）

2 場所 東北学院大学五橋キャンパス又は土樋キャンパス

3 参加対象者

県内の大学生、高専生、高校生等（東北学院大学の学生に限らない。また、文系の学生も対象とすることを想定している。）

4 プログラム

（1）半導体関連企業の担当者によるトークセッション

※5社程度（半導体メーカー、半導体製造装置メーカー、半導体部素材メーカー）の参加を予定しているが、最終的な参加企業及び当日参加する各企業の担当者については、発注者が東北学院大学等と協議の上、決定するものとする。

（2）各企業担当者と学生及び学校関係者との個別相談会

5 費用負担

企業の担当者派遣等に要する費用（謝金・旅費）、オープンセミナー会場の使用料、オープンセミナー付帯企画に要する費用（例：学生の活動費等）等については、本業務の経費に含まれるものとする。

第5 業務内容

1 オープンセミナー開催に関する業務一式

（1）事前準備等

○オープンセミナータイトルの立案・決定

○トークセッション及び個別相談会のテーマ設定、会場レイアウト・進行要領の作成

○参加者受付、効果測定等に関する手配

○必要機材、ファシリテーター、運営人員等の手配

○各種案内図、看板、個別相談会ブース、配布資料等の作成

(2) オープンセミナー当日の運営（※デジタルツールの活用等、可能な限り参加者の利便性向上と業務効率化に努めること）

○会場設営・撤去（控室、各種機材、案内図等を含む）

○トークセッション及び個別相談会の進行管理全般

○参加者の受付・集計、誘導等

○記録（実施の様子がわかる写真の撮影、トークセッションの録画等を含む。）

○トークセッション及び個別相談会の効果測定（来場者アンケート等）

2 機運醸成等を目的とする付帯企画に関する業務一式

学生のオープンセミナー参加に向けた機運醸成並びに学生及び学校関係者と企業との交流促進に関する取組を実施する。

3 オープンセミナー及び付帯企画の広報・周知に関する業務一式

4 受注者による独自提案に関する業務一式

業務の効果向上等に寄与する受注者独自の取組を実施する。

第6 業務実施に係る留意事項

1 業務実施計画の作成

受注者は契約締結後、速やかに以下の書類を電子メール等の方法により、発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施するものとする。

(1) 業務実施計画

業務の実施スケジュールを明らかにするもの。様式は任意とする。

(2) 業務従事者名簿

業務責任者、スタッフの氏名と業務分担を明らかにするもの。様式は任意とする。

2 打合せ等

業務の適正かつ円滑な実施のため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、実施方針等に係る疑義を正すものとし、その内容については、打合せ等の都度、受注者が記録を作成するものとする。

第7 成果物の納入

1 成果物

下記の成果物について、Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint等）により作成し、電子媒体で納入すること。

(1) 業務完了報告書 1部

(2) オープンセミナー開催報告書（各プログラムの概要、参加者数、実施の様子が分かる写真、アンケート集計結果等） 1部

(3) 本業務において作成・使用した資料一式（編集可能なデータを含む）

(4) その他、発注者が受注者と合意の上、成果物として提出を求めるもの。

2 納入場所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県経済商工観光部半導体産業振興室
電話：022-211-2486 FAX：022-211-2739 電子メールアドレス：semicon@pref.miyagi.lg.jp

第8 成果物の帰属及び秘密保持

1 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第

48号) 第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権人格権(著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。)を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、発注者が無償かつ無期限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

3 個人情報の取扱いについて

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。

第9 その他

- 1 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。
- 2 本業務において、必要な経費(管理費、講師等謝金・旅費、交通費、印刷費等)は全て本業務委託の費用に含めることとする。
- 3 受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。